

イギリス農業革命と議会囲込み

岩 村 満

English Agricultural Revolution and Parliamentary Enclosure

Mitsuru IWAMURA

Abstract

In the eighteenth century English agriculture enclosures achieved the individual use of land and amalgamation of farm land, whereas agriculture lagged behind in the management method. Practicing of Norfolk farming method was limited to only narrow area of East Anglia. The following technical problems checked the introduction of this farming method.

That is, in Midland where parliamentary enclosure epocted the late eighteenth century, underdrainage has not introduced yet. And, on the light soil lands where the enclosure spread the first half of nineteenth century, artificial manures were not use.

So that, we should not permit the significance of this husbandry in the agricultural revolution. By the way, the regional specialization, too, was restricted due to this technical deficiency. After all, the agrarian reform went ahead of the spreading of agricultural technique.

Lastly, enclosure movement requires consideration from consistent estate management policy. Because enclosure did not necessarily accomplish the improvement of agricultural practice, on the other hand, landlord managed to accumulate lands under the financial stringency. The estate management policy actually decided how to accumulate lands.

近代イギリス農業は特有の大土地所有を基盤とし、その経営は大規模借地形態をとって発展したことは、周知の事柄である。ところで、こうした農業のあり方は一八世紀後半から一九世紀前半にかけて進展した、所謂議会囲込みを契機として、イングランド全体に確立していったものと捉えられてきた¹⁾。

そして、近代的農業の成立と議会囲込みとの関連については、大概、次のように敷衍されてきた²⁾。即ち、一八世紀中葉以降の農業の変革にとって、枢要な役割を果たしたのが蕪菁導入であった。蕪菁は単に地力を維持せしめただけでなく、極めて有用な家畜の飼料ともなったた

めに、その普及は当時の農業発展を妨げていた過剰放牧の弊害を解消し、家畜の飼育頭数を飛躍的に増大させた。また、一八世紀において厩肥が農地の沃度を保持する最大の手段であったので、家畜の増加は蕪菁自体の滋養効果と相俟って、地力を著しく向上せしめ、休閒地の犁耕を可能とした。ここに、農学的見地からして、旧来の三圃式農業が揚棄され、イギリス農業革命の根幹を成すと言われてきた蕪菁一大麦クローバー小麦の連続的四輪作が体系化するに至る。

この蕪菁の導入に基礎を置くノーフォク農法は研究史上、その意義が著しく強調されてきたのは、新規の農法は農業形態の特殊性により初発から大規模な経営形態を展開ならしめかつ全国的に拡大させていっただけではなく、それは土地の個別の利用を以って初めて実践された故

平成5年10月15日受理
一般教育部 講師

に、農法の普及は自ずと広範囲に囲込みを押し進めたと見做されたからである。

というのも、他方で、囲込みそれ自体が村落共同体を完全に解体してしまうことにより、それまで共同体的関係に依拠して農業を営んでいた中小土地所有者の存立基盤を崩壊させ、彼らの没落を以って大土地所有の形成と大規模借地経営の発展を惹き起したと捉えられたからである。

また、当時期の囲込みが議会の法的手段を用いて強力に押し進められることになったのは、一八世紀中葉以降の都市の人口増加によって齎された穀物需要の増大が穀作の拡大を急務としたこと、並びに当時なお強固に残存する中小土地所有者の反対を打ち破る必要にせまられたからであったと説れた。

斯して、議会囲込みを媒介とするノーフォーク農法のイングランド全体への普及が、農業における大土地所有の形成と大規模借地経営の発展の過程と見做されてきた。

しかしながら、実際ノーフォーク農法は著しく地勢上の制約を被ったことが知られている³⁾。蕪菁は湿潤な土質では腐敗してしまったから、栽培適地はイングランド東南部の白亜土地帯に限られ、この時期ミッドランドのほぼ中央部を占める重粘土質地帯では蕪菁は全く作付けされなかったのである。

然らば、イギリス農業革命を捉えるばあい、ここでは議会囲込みの中心とされ、農業が基底から変革したと言われているミッドランドは、如何に位置づけられるべきであろうか。更に、このミッドランドでは近代イギリス農業の根幹を成す大土地所有を基盤とした大規模借地農業経営は、どのようにして形成されたのであろうか。

本稿では、これらの課題を解明するための手懸りを探るべく、最近のイギリスの研究成果に依拠しながら、従来の我が国の議論を再吟味する。

二

本章では、問題の所在を鮮明にするために、先に纏めた我が国における議論を詳細にみてゆく。

まず、イギリス農業革命を農学の観点から分析したのが、飯沼二郎氏である。氏は独特の農業発展段階説に立脚し、その農業発展の一段階を画すものとしての蕪菁の役割を重要視する。そして、近代イギリス農業形成の根幹を形造る地条の統合と土地の個別の利用が齎されることになった所以が、そうした蕪菁の導入如何から説れた。

即ち、飯沼氏に依れば、旧開地の非中耕地帯（ヨーロッパ）での農業発展は穀物段階、牧草段階、根菜段階へと順次展開した。このうち牧草段階は三圃式農業に依拠して、主として穀物と牧草を生産した時期であり、ここから根菜段階への移行は、新たな根菜類の導入があつてはじめて可能であった。殊に、イギリスではそうした作物として蕪菁があげられる⁴⁾。

そして、根菜段階への移行が土地利用形態の変革を惹き起した経緯は、以下のようである。まず、根菜類の導入は従来の三圃制度を廃棄し、四圃制度を必要とした。それは根菜類は穀類の連作に依る土壌の疲弊を回避するために、通常春蒔き穀物と秋蒔き穀物との間に作付けられ、ここでは例えばオオムギ、カブ、コムギ、クローバー（原文のまま）の四輪載式農業が営れたからである。ところが、蕪菁は他の作物より熟期が遅い故、地条が分散し、共同放牧が行われるところでは作付は極めて困難とされた。

それ故、耕地が散在し、土地が共同体的に利用されることに代わって、農地が統合され、それが個別に利用されることへの転換が、蕪菁の導入の視角から説き起されることになったのである。勿論、その際土地利用形態の変革が実現しえたのは、囲込みに依ったのである⁵⁾。

こうした蕪菁の導入が齎した土地利用形態の転換から農業制度の変化を説き及んだ飯沼氏の

見解に対して、楠井敏朗氏の見解は次の三点に力点がある。それは初めに上記の四輪作農法が齎す労働過程の変革の視点から、近代的農業における大経営の発展の根拠を示そうとしたことであり、次いでノーフォーク農法が全イングランドに普及していった経緯が農産物市場のあり方から纏められている点である。第三は農業革命と地主の係り合いである。

楠井氏に依れば、イギリス農業革命の中心的支柱に、ノーフォーク農法の技術変革が据えられる。というのは、農業では一八世紀の六十年代から一九世紀の四十年代にかけて、資本主義的農業を可能とするような技術上の改良が進展したが故に、当時なお変容、変質しながらも広汎に残存していた開放耕地制度が徹底的に廃棄され、加えて近代的土地所有が体制的に確立してゆくことになったからである。

ここで、農業技術の変革としてあげられているのは、先ず第一に、ノーフォーク農法の導入並びにそれを可能ならしめるための土地改良、第二に、農作業における協業及び分業の増進、第三に、個別経営内における生産手段の集積であった⁶⁾。

そして、これら三つの点は大経営形成の観点から次のように纏められる。即ち、ノーフォーク農法は蕪菁、大麦、クローバー、小麦の四輪作制を原則としたので、経営地は四つに分割され、そこでは少なくとも四労働過程が同時に営まれることになった。一個別経営はこの同時併存的な労働過程を一つの生産過程として統一したのである。大麦及びクローバーの条播も一つの作業項目として扱われ、一括して営まれたし、同様に、大麦と小麦の脱穀も同一作業として実施された⁷⁾。

要するに、ノーフォーク農法下の経営では分業が発達し、農作業の専門化と恒常化が進展したのである。ここでの分業に基づく協業が生産手段の集積を齎し、経営の拡大を惹き起した。

更に、こうした農業革命が全イングランド的規模で進行した過程は、次のように述べられて

いる。一八世紀のイングランドは国内市場が整備され、その中で農産物市場はロンドンが中心となった。この時期、当地にはテムズ河上・下流域、南部沿岸諸州、イースト・アングリア、セヴァン河上流地域などから穀物が運び込まれた。それ故、ロンドンの穀価は全国の穀価を規定する市場価格を成した。このロンドンの穀価は1730年以降、ノーフォーク四輪作農法が生産する穀物に依って支配されるようになった。なぜなら、先に述べた如く、ノーフォーク農法は生産過程を著しく改良した結果、最も安価な穀物を、しかも大量に供給しえたからである。

斯して、ロンドンの穀価はイングランドでも優位な生産力を保持する地域の生産価格に規定されたので、この穀価は当時としては既に生産性が劣った開放耕地制度の下で生産された穀物を、漸次市場から駆逐した⁸⁾。他方、ロンドン市場から敗退した地域の農業は、新たな土地利用の実践が模索されることになった⁹⁾。

その際、産業革命の進展の下で、非農業的人口の飛躍的増大が齎した食糧に対する需要の急増、更に対仏戦争期の食糧の国民的自給の要請から、ミッドランドの後進地においても穀物を増産すべくノーフォーク農法の導入が図られた。特に、なお強固に残存する中小土地保有者の反対を打破するためにも、囲込みが押し進められるには議会の法が必要であった。

ところで、農業革命に地主をして係らしめた要因として、土地改良に依る地代上昇の可能性が指摘される。即ち、土地改良は短期のばあいにはその主体が農業資本家であったけれども、長期の固定期蓄積のばあいには地主が負担を引き受けた。そして、それは当時、囲込みが齎す改良地代は株式投資や公債買入れよりも頗る投資からの利益が高かったためとされる。こうした経済的条件が具わっていたために、地主は地代から上がる収益に限らず、土地を抵当にして借入れた資金をも加えて、改良に投資することになった¹⁰⁾。

以上のように、楠井氏に依って説かれたイギ

リス農業革命は、ロンドンを中心とした農産物の統一的市場を媒介として、逸速く生産過程の変革を遂げたイースト・アングリアの農業が、旧来の生産方法を遵守していたミッドランドの農業を凌駕し、更に後者をして議会囲込みを通じて農業形態の改善を強いる過程とされた。特に、氏は、ノーフォーク農法の生産過程の改良が大経営の存立の基盤となったことを述べる一方で、そうした農法の導入を可能ならしめることになった囲込みの主体としては地主を取り上げ、彼らが囲込みを推進していったのは地代の改善を図ってのものであったことが強調された。

続いて、農業革命の主要な局面の一つとされる農業での大土地所有の成立について、椎名重明氏の見解をみよめる。

椎名氏は議会囲込みに依る村落共同体の崩壊を、農業における大土地所有形成の契機と捉えた。それは基本的には、共同体の崩壊は相互に依拠して生産を行っていた農民層をして、彼らの生産基盤から乖離させることで、農民層分解を押し進めることになったからである¹¹⁾。

共同体的枠組みからの乖離に加えて、大土地所有の形成を促進したのは、囲込みの土地配分が農民層に不利に作用したことである¹²⁾。

先ず第一は、囲込みに際して、マナーの領主或はそれに準ずる主要な土地所有者に対する割当てが、全てに優先して取り計られた。

第二に、十分の一税徴収権へ土地が割当てられたので、土地所有者への分与地が一定程度削減された。そして、この徴収権への割当て地の囲込みは、費用の分担が徴収権保有者に免除されたことから、他の関係者に負担が転嫁された。

第三に、小農の経営を支えていた共同放牧権が廃棄された。

就中、十分の一税徴収権が土地所有に転化したことで、小土地所有者は多大の影響を被った。彼らは自己の割当て地が縮小する一方で、囲込み費用の負担だけが増大した。それ故、この費用の分担のために、小土地所有者は割当て地を

売却する破目に陥入った。そして、応々にして、こうした土地が集中したのは、十分の一税徴収権を保有した大土地所有者のもとへであった¹³⁾。

土地の再分配の仕方のみならず、保有権の態様もまた囲込みに際しての土地所有の動向に大きく影響した。即ち、囲込みの際に土地が割当てられたのは、フリーホールドに対してだけであり、農民的土地所有の根幹を成したコピーホールド、リースホールド、或いは任意保有等々の保有権はその権原が認められなかった¹⁴⁾。

尤も、こうした土地所有権のあり方は、既に市民革命において確認されていたものであった。そこでは、一六、一七世紀の農業経営の拡大のもとで増大し、かつ借地権として強化された権限を持つに至ったリースが、「コモン＝ローの優位」＝契約の自由の名のもとに、保有権中心の封建的土地法から解放され、加えて、このことに依って慣習保有権全般に対して、リースと密接に関係していたフリーホールドだけが、私的土地所有権として認められた¹⁵⁾。

従って、議会囲込みは市民革命が確認したリースとフリーホールドの照応関係に基づいて、土地を分配したに過ぎなかった。とはいえ、囲込みは農民の経済的基盤の支柱であった慣習保有権を全く否定してしまうことで、農民層の分解をより一層徹底することになった¹⁶⁾。

このように、椎名氏は農業における大土地所有の形成について、議会囲込みが十分の一税所有者に土地を割当て、他方で慣習保有権の権原を否定したことにより、土地が著しく集中したことを指摘した。

以上の三人の見解を纏めてみると、イギリス農業革命像を構築するうえで、ノーフォーク農法の意義が著しく強調されてきたのが判る。

ところで、ノーフォーク農法の普及を農業革命の中心に据える見方は、既に言及した如く、土壌の性質からはミッドランドには全く妥当しなかった。加えて、燕菁の導入に関して、そうした自然的制約に止まらず、当時の生産力水準が

規定した土地改良の限界の観点から、その程度が検討されねばならない。

また、果してこの時期に穀物の需要の増大が穀作地の拡大を急務とし、それで以ってノーフォーク農法を導入するために、敢えて議会囲込みが押し進められるに至ったのであろうか。

更に、議会囲込みは近代的農業の基盤となる土地所有を形成せしめたと言われるけれども、実際、囲込みはそれまでに進行していた土地所有の変化の過程を最終的に仕上げるものであったとされることから、この過程を辿ることで土地所有が農業に及ぼした役割がより一層明確となる。特に、こうした視点が意義をもつのは、議会囲込みに先立つ一八世紀の前半に大規模な土地の持ち手交代が生じたのが知られるようになったからである¹⁷⁾。

三

初めに、件の蕪菁の導入について言えば、それは地勢上の制約を受けただけではなかった¹⁸⁾。蕪菁の普及には条播機の使用と馬力中耕法の実施が不可欠であり、そのためには先ず以って農具の規格の画一化と精度の高度化が達成されねばならなかった。実際、これらの条件が成就されたのは一九世紀の初め以降においてであり¹⁹⁾、従って、これまで主張されてきた規模での蕪菁の普及は、この点からも窺い知ることはできない。

また、当時期の土地改良も大して進展したわけではなかったのである²⁰⁾。蕪菁の栽培適地と言われた白亜土地帯にあっても、表土が浅いばあいには窒素や燐肥料、及び骨粉などの施肥に依る土壤の改良がなされて後に、初めて作付けが可能であった。そして、こうした施肥が処置される必要のあった地域は、イースト・アングリアや西部諸州を中心に広範囲に及んだ²¹⁾。

これにも増して栽培条件に恵まれなかったミッドランドの重粘土質地帯では、蕪菁の作付けのためには、その腐食を防ぐべく、土壤の排

水が十分実践されねばならなかった。

これらの土壤改良や排水工事がイングランド全土に普及したのは、1840年代であった²²⁾。因に、ノーフォークのタク所領においてさえ、蕪菁を中心とする四輪作が体系的に広まったのは、1840年代に入って泥灰土や骨粉などの施肥が行き渡るようになってからであった²³⁾。

次いで、ミッドランドにおいて農業がその形態を変えていった過程については、ベケット J. V. Beckett やターナー M. Turner の研究が示唆に富む。彼らはこの問題を論ずるにあたって、共に従来のノーフォーク農法を中心に据える見方を批判しつつ、専ら農産物市場の価格動向に着目し、それがイギリス農業の変革を押し進める要因であったことを重視する。

ベケットは一八世紀を通じて進行したイギリス社会での食生活の改善が、畜産物製品への需要を喚起し、このことが農業のあり方を変えていったと述べる²⁴⁾。

特に、カンブリアを対象とした遺言目録や所領会計簿の検討から、従来イングランド全体に関して農業不況期として捉えられてきた1730年代から50年代にかけて、当地は農業の繁栄を享受していたと分析した²⁵⁾。それはカンブリアの農民が牧畜業、取り分けスコットランドから搬入されてくる家畜の飼育に携わっていたからであった²⁶⁾。

ミッドランドの重粘土質地帯の農業においても、こうした肉及び酪農品の需要増大が牧畜・酪農業を有利にしたことで、穀作地から草地への転換が押し進められた²⁷⁾。殊に、この草地の拡大は1750年代末に家畜の疫病が克服されるや否や、広範囲に進展した。尤も、1730年代から50年代にかけて家畜の疫病が多発したのは偶発的出来事ではなく、むしろ家畜のための草地が著しく不足したためと見做された²⁸⁾。そして、敢えて囲込みを実施してまで草地化が望まれたのは、この不足も一因したと言われている。何れにせよ、1790年代に至るまでミッドランドに議会囲込みが集中し、開放耕地が草地に変られ

ていったのは、牧畜・酪農に有利な農産物市場に依った²⁹⁾。

以上のような、一八世紀の価格動向からミッドランドが家畜を中心をおく農業へ転換したと言うベケットの考え方は、更にターナーに依って、議会囲込みの動きの中で次の如く検証されていった³⁰⁾。

ターナーは一八世紀中葉から一九世紀前半の議会囲込みを、二つの大きな動きの中で捉えた³¹⁾。最初の活動期は1755年頃から80年にかけてであり、この期間に総囲込み法案の32パーセントが議会を通った。なかでも、70年代後半の5年間は最も活発に囲込みが実施され、321の法案が成立した。次の活動期は1790年から1830年代前半までである。この期間内でも特に対仏戦争期に成立した法案は、全ての議会囲込みの43パーセントにも達した。

また、これら二つの動きは地域的にも異なって進化した³²⁾。先の動きでは、ミッドランドの東部及び東南部の軽質土地帯を含みながらも、その中心は重粘土質地帯にあった。これに対して、後にはイースト・アングリアの軽質土地帯、ウェスト・ライディングの丘陵地、更にはイングランド南部のサリー、バークシャー、ミドルセックスのヒース地帯へと囲込みが拡大した。

更に、こうして議会囲込みがその期間と地域について全く二つの別個の動きを示したのは、囲込みを惹き起こすことになった要因が相違したからであった。

初めに、ミッドランドで議会囲込みが活発となったのは、先のベケットの指摘と同様の理由が存在したからである。即ち、1780年以前において、家畜並びに畜産物の価格が穀物に対して相対的に上昇した故に、土壌が牧畜・酪農業に適したミッドランドで穀作地の草地への転換を進めるために、囲込みが活発となった³³⁾。

そして、こうした農業の変化が囲込みを必要としたことについて、それは開放耕地制度の下でも或る程度の作付けの自由は許されたけれども、土壌に適合した農業が最大限実践されるに

は、完全な土地の個別的利用が要求されたからであった³⁴⁾。

これに対して、対仏戦争期に頂点に達する動きは、戦時下の高物価が農業での利潤の高騰を惹き起こし、このことが従来農業に適さなかった貧弱な土壌地帯への開墾を促進したためであった³⁵⁾。

以上のようなベケットとターナーの見解に依拠しながら、次章では議会囲込み期におけるイギリス農業のあり方を纏めてみる。

四

この時期のイギリス農業は、囲込みが土地の個別的利用と農地の統合化を齎す一方で、こうした土地所有に照応する経営の実態は、技術的制約により著しく立ち遅れた。

即ち、一八世紀中葉から一九世紀前半にかけての議会囲込みにおいて、一つの頂点を成した1750年頃から80年にかけての期間は囲込みはミッドランドを中心に生じ、農業の特化が進行した。そして、それは牧畜・酪農業に有利な市場条件に依って、当地に適した草地化を押し進めるためのものであった。

とは言え、ここでの経営は土壌の桎梏を克服しえるものではなかった。なぜなら、ミッドランドではこの時期には全く暗渠排水が施されることがなく、従って土地改良が不十分なままに止まっていたことで、土地の効果的利用が履行されえなかったからである。

また、ノーフォーク農法についてみても、その普及はリンカーンシャー、イースト・アングリア、ケンブリッジシャーなどの軽質土質地帯の、しかもそのごく一部分に限定された。就中、こうした地域における議会囲込みの第二期の動向は、同農法の普及ではなく、専ら高穀価に刺激されての荒れ地の犁耕化に依って惹起されたものであり、それは単なる耕地の外延的拡大に過ぎなかった。

従って、イギリス農業革命と言っても、囲込

みに依る個別的土地利用と農地統合にその特徴があり、何らノーフォーク農法の展開を基軸とするものではなかった。それ故、イギリス農業の変革を特色づけるものとされる地域的特化についても、ミッドランドを中心とした北西部イングランドでの牧畜・酪農業の拡大と東南部イングランドでのノーフォーク農法を基盤とした牧羊・穀作の展開には自ずと限界があった。こうした農業区分はこの時期には、ただ単に輪郭を示しはじめただけである。結局、イギリスでは農業技術の進展より、農業における土地所有の変革が先行した。

ところで、囲込みを、農地の改革の視点だけからして、その意義を農業形態の変革に限定してしまうことはできない。囲込みはその後に農業改良を随伴しないばあいがあつたし³⁶⁾、また主体となる地主は極めて困難な財政逼迫下にあつても、敢えて所有地を纏めるために土地を購入している例も見受けられる³⁷⁾。これらのことは囲込みで借地農への便宜を図ろうとしたり、或いは優先的投資対象を捜し求めたりしたと言うよりも、むしろ一貫した所領政策の結果と見做しうる。斯くの如き所領政策とは、囲込みに至るまでの土地集積のあり方をも規定するものであつた。この点についての考察は別稿に譲るものとする。

註

- 1) 邦文の主要な業績は以下の如くである。即ち、飯沼二郎『農業革命論』（未來社、1967）、楠井敏朗『イギリス農業革命史論』（弘文堂、昭和44年）、椎名重明『イギリス産業革命期の農業構造』（御茶の水書房、1962）、同『近代的土地所有』（東大出版会、1973）、毛利健三「産業資本確立期におけるイギリス穀作農業の発展」（川島・松田編『国民経済の諸類型』大塚久雄教授還暦記念II、昭和43年）、岡田与好「イギリス農業革命論の現状—T・S・アシュトンの所論に即して」（高橋幸八郎編『土地所有の比較的研究』東大出版会、1963）。尚、英国の文献については、本文の該当箇所です次指摘する。
- 2) ここでの記述は前掲飯沼、楠井、椎名氏の各々

の業績に依拠した。

- 3) J.D. Chambers and G.E. Mingay, *The Agricultural Revolution 1750-1880* (1966), p. 58. 燕膏の栽培が重粘土質には全く適さなかったことは、特定地域に限った研究成果においても随所に窺える。例えば、D. Grigg, *The Agricultural Revolution in South Lincolnshire* (1966) の50頁の叙述に依れば、大半が軽質土壌から成ると言われているリンカーンシアにあつても、南部の沼沢地に近接したケストイーヴァン Kesteven 地方の重粘土質地帯は、一八世紀末に囲込み地において燕膏ではなく牧草が栽培されていたのが判る。
- 4) 飯沼前掲書、29-31頁。
- 5) 同書、50頁。
- 6) 楠井前掲書、50頁。
- 7) 同書、87-91頁。
- 8) 同書、95-133頁。
- 9) ここで言う新たな土地利用とは、具体的に何を意味しているのか明確ではない。しかし、断片的記述を拾ってみると、楠井氏にあつても、ミッドランドの農業はその最も理想的形態にあつては、ノーフォーク農法に包摂されてゆくことになる。同書、51, 174-175, 251-253頁。
- 10) 同書、218-219, 228-229頁。
- 11) 椎名前掲『近代的土地所有』、50頁。
- 12) 椎名前掲『イギリス産業革命期の農業構造』、269頁。
- 13) 同書、282-283, 286-289頁。
- 14) 椎名前掲『近代的土地所有』、48, 50頁。
- 15) 同書、38-39頁。
- 16) 同書、50頁。
- 17) J.V. Beckett, "English Landownership in the Later Seventeenth and Eighteenth Centuries: the Debate and Problems", *Economic History Review* (以下 Ec. H.R. と略記), Vol. XXX (1977); B.A. Holderness, "The English Land Market in the Eighteenth Century: the Case of Lincolnshire", *Ec.H. R.*, Vol. XXVII (1974).
- 18) 尚、チェンバースとミンゲイは飼料作物としての燕膏の意義を極めて過小にみている。燕膏は飼料として用いるには滋養分が乏しかったとされる。その証拠に、一年中牧草が育成したイングランド南西部では、燕膏の作付けは全く進展しなかつたし、また重粘土質地帯では燕膏ではなく、砂糖大根の一種 *mangel-wurzel* などが普及したと指摘する。Chambers and Mingay, *op. cit.*, p. 55.
- 19) Chambers and Mingay, *op. cit.*, pp. 69-72. タルの工夫に依って発展したとされる条播機が商業的に生産されるようになったのは、一九世紀の初めのことであつたけれども、それさえも

- 普及の範囲は軽質土地帯の中のごく一部に限定された。
- 20) 土地改良の進展の度合にも地域的較差が生じるのは、当然のことである。しかし、これは単に当時の技術力ではなお生産性の上昇が見込めない土地だけが、改良から取り残されたからではない。勿論、このばあい、土地改良の主体が重要になってくる。リンカーンシアをみてみれば、そこでの土壌改良が他の地域より遅れたのは、当地の地主は困込み、沼沢地の大規模排水事業、更には運河の建設に煩わされ、土壌の改良に費やす資金を確保しえなかったのに加え、この地に所領を有する大地主は州外に在住していたので、大して所領の改善に積極的でなかったことが原因とされる。Grigg, *op. cit.*, pp. 63, 82.
- 21) Chambers and Mingay, *op. cit.*, pp. 62-65.
- 22) 重粘土質地帯において施肥が最良の効果を齎したのは、同時に排水が十分に施された時である。三圃式農業下での排水方法として知られているのは、畝の傾斜を利用した表土排水のやり方であったけれども、人工肥料の効果を十分惹き出すには、地中にタイルを埋め込む暗渠排水が要求された。これは人工肥料の普及と相俟って、1840年代に改善が進んだ。リンカーンシア南部の重粘土質地帯を例にとれば、暗渠排水は1820年代、30年代に端初的に導入され、40年代に精力的に拡充され、ほぼ50年代に広汎な地域を包括した。この20年代、30年代はまた、油かす・骨粉などの人工肥料が当地に普及しはじめた時期でもあった。尚、40年代に農地の排水工事が本格化したのは、政府の資金援助と精巧なタイルの利用があったからである。この政府の果たした役割については、椎名氏が詳しい。Chambers and Mingay, *op. cit.*, pp. 64-65, Grigg, *op. cit.*, pp. 141-148, 椎名前掲『近代的土地所有』, 102-133頁。
- 23) 当所領では一八世紀中頃までに一部泥灰土が取り入れられていた。しかし、1789年から1802年頃においてなお、当家の主要所領マシingham Massingham, フリッチャム Flitcham での農業は依然としてノーフォーク四輪作とは別個のものであり、レイが連作されたり、休閒地さえも見受けられた。そして、当所領内でノーフォーク四輪作が出現したのは、漸く1815年に至ってからである。勿論、この四輪作が効率よく運ばれるようになったのは、本論で指摘した年代になってからである。R.A.C. Parker, *Coke of Norfolk; A Financial and Agricultural Study 1707-1842* (1975), pp. 41-42, 101-113, 170-172.
- 24) J.V. Beckett, "Regional Variation and the Agricultural Depression, 1730-1750", *Ec. H. R.*, Vol. XXXV, no. 1 (1982), pp. 42-43. 一八世紀に畜産物製品への需要が拡大した要因として、他にも次の二つがあげられる。レヴィ H. Levy に依れば、一八世紀前半には穀価が低水準に止まったのに対して、労働者の賃金がかなりの程度上昇したために、実質賃金が大幅に上昇することになった。このことが肉、バター、牛乳などの消費の増大に繋ったとされる。同様に、穀価の下落が肉及び酪農品への需要を拡大したという説明は、ジョン A.H. John に依っても支持される。ジョンはこの分野での需要の拡大について、更に供給の観点から次のように言及する。即ち、1730年代を除いて、1680年から1740年の間に、バター・チーズ等の酪農品と食肉の価格はほぼ一定の水準を保ち、安定していたけれども、同期間に家畜の数自体は顕著に増加した。H. Levy, *Large and Small Holding* (1911), p. 9, A.H. John, "Agricultural Productivity and Economic Growth in England 1700-1760", *Journal of Economic History*, Vol. XXV (1965), pp. 172-173.
- 25) こうしたことの根拠となったのは、1730年代、40年代を通じて、地代は決して下落しなかったことなどである。ここでの地代は所領の売買に際してのものとして農地のリース契約のものと二種類であり、前者の地代は40年代の一時期を除けば30年代、40年代を通じて一貫して上昇した。Beckett, *op. cit.*, pp. 37-41.
- 26) *Ibid.*, pp. 46-49. 尚、一八世紀に牧畜業は広く発展した。ここでは育種、育畜、肥育の分業化が進む一方で、品種改良にも進歩がみられた。在来種がスコットランドやウェールズ産との交配に依って肉牛、乳牛の双方の特質を受け継ぐように改良されたり、また逆に、肉牛或いは乳牛へ特化していくような改良もなされた。Chambers and Mingay, *op. cit.*, pp. 65-67.
- 27) ミッドランドの草地化については、早くにジョーンズ E.L. Jones に依って指摘された。但し、彼が指摘した草地化とは軽質土地帯が農業の生産性を上昇させ、安価な穀物を大量に生産させたことが原因で、重粘土質地帯は穀作を放棄して、より土壌に適した牧畜、酪農へ向かった結果とされた。しかしながら、こうした地域間の生産性の較差がイギリス農業を特化せしめたと言う捉え方は、後に述べるように十分な検討の余地がある。特に、軽質土地帯での新飼料作物(セイフォン、クローバー、燕菁)の導入が農業に与えた影響の程度は、これら作物の普及の範囲が先ずいって検証されてからでないと、判明しえない。確かに、ジョーンズは一六世紀中葉から一八世紀前半にかけて、オックスフォードシアの軽質土地帯において羊の飼育頭数が増大し、その上、小麦の生産が拡大

したことを示した。しかし、ここで問題としたのは、こうした一地域での改良が果してイングランド全体でどれ程の規模で進行しうる条件が整っていたかと言うことである。E.L. Jones, "Agricultural and Economic Growth in England, 1660-1750: Agricultural Change", *Journal of Economic History*, Vol. XXV (1965), p. 71.

- 28) Michael Turner, *Enclosures in Britain 1750-1830* (1984), pp. 38-39.
 29) *Ibid.*, pp. 40-41.
 30) *Ibid.*, pp. 38-39, 41, 50-51. ターナーの記述から、ミッドランドにおける草地化は全てが牧場と化し、牧畜・酪農だけが営まれることを意味しない。そこでは穀作が幾分維持されながらも、経営の中心に家畜の占める比重が大きくなるような農業が行われたことが窺える。それは言わば混合農業と見做されうる。無論、ミッドランドの混合農業は牛を主体とするところに、羊が主役を成すノーフォーク農法下の混合農業と明確に異なる。
 31) *Ibid.*, pp. 17-18. 尚、ワーディ J.R. Wordie に依れば、ターナーは議会囲込みの規模を実勢よりも過大に見積っていることになる。と言うのは、ターナーは囲込み裁定書に記載された数字

を纏めて、その規模を推定したけれども、議会で成立した 946 の囲込み法のうち、その 6.7 パーセントが実践されなかったからである。勿論、議会囲込みの最中にあっては、法令に依らない囲込みがみられる。そうした囲込みは 1760 年以降において無視しえない規模である。しかしながら、ワーディからもその進行の状況は具体的に窺い知ることはできない。更に、ワーディは一八世紀よりもむしろ一七世紀の方が囲込まれた面積が大きいことから、囲込みの歴史における一七世紀の意義を強調する。たとえワーディの見積りが妥当するものとしても、イギリス農業に与えた影響の度合を斟酌するならば、議会囲込みの意義も決して劣るものではない。J.R. Wordie, "The Chronology of English Enclosure, 1500-1914", *Ec.H. R.*, Vol. XXXVI, no. 4 (1983), pp. 501-503.

- 32) Turner, *op. cit.*, pp. 18-20.
 33) *Ibid.*, pp. 41, 50-51.
 34) Turner, *English Parliamentary Enclosure* (1980), p. 137.
 35) Turner, *Enclosures in Britain 1750-1830*, pp. 47-50.
 36) Grigg, *op. cit.*, p. 63.
 37) Parker, *op. cit.*, pp. 128-130.